

## 資料

# かながわ人権施策推進指針（概要版より抜粋）

人権がすべての人に保障される地域社会づくりをめざして（平成 15 年 6 月策定）

## 指針策定の基本的な考え方

人権は、人間の尊厳に基づいて、すべての人が生まれながらにもっている権利であり、個人としての生存と自由を確保し、より幸福な人生を送るために欠くことのできない権利です。わが国においては、憲法で基本的人権として、侵すことのできない永久の権利として保障し、国民の不断の努力によって保持しなければならないとしています。

この指針では、これまでの人権施策の取組みを生かし、行政と民間が協働して「人権がすべての人に保障される地域社会づくり」を着実に進めるため、県の人権施策推進にあたっての基本姿勢を示すとともに、人権教育及び人権啓発と分野別の人権施策を推進するにあたっての方向性を示しています。

### ■ 指針の目標

人権がすべての人に保障される地域社会づくりをめざします。

### ■ 基本理念

- (1) 誰もが人権を侵されることなく、個人として尊重される社会づくりをめざします。
- (2) 誰もが機会の平等を保障され、能力が発揮できる社会づくりをめざします。
- (3) 誰もが個性を尊重され、人と人とのつながりを重視した、共に生き、支え合う社会づくりをめざします。

## 人権教育の推進

県民一人ひとりが、学校教育や社会教育を通じ、人権尊重の理念についての正しい理解を深め、これを体得し、人権が真に尊重される「共に生き、支え合う地域社会」の実現をめざした人権教育を総合的に推進します。

### 1 自己実現と社会参加をめざす教育

自分の人権とともに他人の人権を尊重し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、自分らしく生き、主体的に社会参加できる社会の実現をめざす教育を推進します。

### 2 人権問題の解決をめざす教育

人権尊重の精神を基盤とし、人権問題についての正しい理解と認識を深め、その解決に主体的に取り組む事ができるような人権教育を推進します。

### 3 人権感覚の育成をめざす教育

人権の意義や価値を認識し、人権の尊重が、意志・態度に現れ、行動につながるような人権感覚を育成する教育を推進します。

### 4 生涯学習の視点に立った教育

幼児期からの発達段階を踏まえ、学校教育と社会教育との連携を図りつつ、人権教育を推進します。

## ◇学校教育

それぞれの発達段階に応じ、すべての教育活動を通じて人権尊重の意識を高め、主体的に人権問題に取り組むことができる力を育むとともに、幼児・児童・生徒の人権に十分に配慮し、一人ひとりを大切にする教育を推進します。

## ◇社会教育

生涯学習の視点に立って、社会教育関係団体等との連携を図りつつ、県民一人ひとりの主体性のもとに、人権が真に尊重される社会の実現をめざして人権教育を推進します。

## 人権啓発の推進

あらゆる機会、あらゆる場を通じて、様々な人権問題に対し、自分自身の問題として認識し、人権尊重の理念についての理解を十分深め、日常生活の中で態度や行動として根づくことをめざし、より効果的な啓発活動を推進します。

1. 多様な啓発活動の展開
2. 人権NGO等との協働
3. 県民、企業等の取組みの促進

### ■ 県民の方々へ

県民一人ひとりが、人権の視点から社会の動きをキャッチし、知識から行動へという積極的姿勢に立って人権問題に取り組むことが重要です。

人権への配慮が自らの態度や行動に現れるような人権感覚を身につけるためには、次の点に留意する必要があります。

- ア 日常的な人権問題への関心と理解
- イ 偏見を持たず、差別をしない、差別を許さない態度と行動
- ウ 自分の人権とともに他人の人権を敏感に感じとる心の涵養
- エ 多様な個性を受け入れ、共存する意識の育成
- オ 人権問題を自分自身の問題として考え、その解決に向けた行動
- カ 県等が啓発事業として開催する講演会等への積極的な参加

### ■ 企業等の方々へ

企業等の社会的責任の一つとして、商品開発、生産、販売などすべての場面において、人権尊重の視点に立った企業活動が大切です。そのためには、次の点に留意する必要があります。

- ア 事業所内における人権尊重の気風の育成
- イ 人権啓発を推進するためのしくみづくり
- ウ 消費者や利用者の人権に配慮した企業活動
- エ 個人の能力と適性に基づく公正な採用と公平な処遇
- オ 県等が啓発事業として開催する講演会等への積極的な参加

## 子ども

子ども一人ひとりが人間として尊重され、人権が守られるなかで成長していく環境づくりを推進します。

### 主な取り組みの方向

- ア 児童虐待の未然防止、早期発見、再発防止等の推進
- イ いじめや不登校の対策の推進
- ウ 「児童の権利に関する条約」の趣旨に基づいた子どもの人権擁護の推進
- エ 青少年の健全な育成の推進

## 女性

男女の人権が等しく尊重され、女性も男性も自らの選択によってあらゆる場において活躍でき、また、生き方を楽しめる、お互いが支え合い、利益も責任も分かち合える男女共同参画社会の実現をめざします。

### 主な取り組みの方向

- ア 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- イ 就業の分野における男女共同参画の促進
- ウ 男女共同参画社会づくりに向けた意識啓発
- エ 情報の受け手側となる県民のメディア・リテラシー※の向上  
(※情報を主体的に読み解き、評価する力)

## 障害者

障害のある人もない人もお互いに支え合い、共に生活し、活動できる社会の実現をめざします。

### 主な取り組みの方向

- ア 障害者の社会参加を支えるしくみの整備
- イ 社会参加の場づくりの促進
- ウ 障害者の権利擁護のしくみの充実
- エ 福祉のまちづくりの推進
- オ 障害のある子ども一人ひとりの教育ニーズに応じた教育の推進

## 高齢者

高齢者が安心して、いきいきと暮らせる社会の実現をめざします。

### 主な取り組みの方向

- ア 高齢者の自立した生活を支えるための取り組みの促進
- イ 高齢者の権利擁護のしくみの充実
- ウ 福祉のまちづくりの推進

## 患者等

病気についての知識の不足や誤解から生じるエイズ患者・HIV感染者やハンセン病患者・元患者、難病患者などへの偏見をなくすため、病気についての正しい知識の普及や患者等の立場に立って考える等の啓発を推進します。

### 主な取り組みの方向

- ア 病気についての正しい知識の普及啓発の推進
- イ 病気に則した支援の充実
- ウ 患者本位の医療の推進

## 同和問題

同和地区関係者への偏見や差別意識は、まだ払拭された状況にあるとはいえません。

権利侵害や不利益を被ることのないよう、同和問題の解決に向けて、一人ひとりが正しい理解と認識を深め、差別を許さない心を育むため、人と人とのつながりを重視する視点に立った啓発活動等を推進します。

### 主な取り組みの方向

- ア 偏見や差別意識をなくす教育の推進
- イ 人権尊重意識の啓発
- ウ 同和地区関係者の自己実現・社会参加の支援
- エ 地域住民の交流の促進

## 外国籍県民

一人ひとりが多様な文化や民族の違いを理解し、真の国際感覚を身につけることにより多文化共生社会の実現をめざします。

### 主な取り組みの方向

- ア 多文化共生・多文化理解の促進
- イ 外国人にかかわる法律・制度の改善に向けた取り組み
- ウ 多言語による情報の提供や相談機能の充実
- エ 外国籍県民の生活支援策の促進
- オ 差別や偏見を克服する教育の推進、外国籍児童・生徒に対する教育の充実

## ホームレス

近年の経済、雇用環境の悪化等を背景に、駅周辺、公園、河川敷等でホームレスが全国的に増加しています。そうした状況の中で地域社会とのあつれきが生じるなど社会問題となっています。また、ホームレスへの偏見や差別意識から暴行事件等が発生しています。

ホームレスの自立支援やホームレスの人権擁護のための啓発活動を推進します。

### 主な取り組みの方向

- ア ホームレスの人権擁護のための啓発活動の推進
- イ ホームレスの自立支援に関する施策の推進

## 犯罪被害者等

犯罪に遭遇した被害者やその家族は、それまでの平穏な生活を破壊され、生命、身体、財産に対する侵害のほか精神面で日常生活に支障をきたしている例が少なくありません。

犯罪被害者等の精神的立ち直りを支援するとともに、犯罪被害者等への理解を深める啓発活動を推進します。

### 主な取り組みの方向

- ア 犯罪被害者等への相談、支援の充実
- イ 犯罪被害者等への理解を深めるための啓発活動の推進

(注) ここに挙げた9つの分野の他にも「特定の職業に従事する人」「刑を終えて出所した人」「性的マイノリティの人」等への偏見や差別意識、あるいは身体的特徴を理由とする偏見や差別意識があります。また、偏見や差別意識等が複合して深刻な人権問題をきたしているケースや、インターネットによる他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現など、人権にかかわる問題も発生しています。

これらの問題の解決に向けても関係機関、人権 NGO 等と協働して取り組みます。

本冊子掲載のワークシートをそのままコピーして使用する場合は、プログラム事例を十分に参照してください。また、使用の際には、出典（本冊子の題名、編集・発行者、発行年）を明記してください。

## 人権学習のための参加体験型学習プログラム集

平成 24 年 3 月

企画・作成 神奈川県人権教育担当国会議(社会教育部会)  
編集・発行 神奈川県教育委員会教育局企画調整部行政課人権教育グループ  
横浜市中区日本大通 33 〒231-8509  
電話 (045)210-1111[代表]